

## 神奈川電設株式会社 行動計画

従業員がその能力を発揮し、ワーカーライフバランスが整った働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：有期契約労働者を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間6日以上とする。

＜対策＞

- 令和4年4月～ 年次有給休暇の取得状況をリストアップする
- 令和5年4月～ 年次有給休暇の取得計画を策定する